

# リニア駅周辺整備事業 ブランドクリエイティブプロジェクト業務委託 特記仕様書

飯田市

## 1 業務の目的

飯田市では、リニア中央新幹線開業に向けてリニア駅周辺地区の整備に関する「リニア駅周辺整備基本設計」（以下「基本設計」という。）を令和元年12月に策定した。

この基本設計では、リニア駅周辺整備デザイン会議およびリニア駅周辺整備ワークショップなどの議論を踏まえて「飯田・リニア駅前空間デザインノート」をとりまとめ、今後、具体的に進めるリニア駅周辺整備における基本方針をとりまとめた。

そのなかで、「将来の運営事業者候補が、ビジョンづくりから関わるプロセス」が位置づけられている。

- ・リニア駅では、事業リスクと公共性を持ち、地域の魅力を伝えることができる民間事業者等を主体としたサービス提供を目指し、従来の方法とは逆のプロセスで、官民連携に取り組んでいきます。
- ・将来の運営事業者候補がビジョンづくりから関わることにより、官民連携による施設デザインの検討、管理運営の範囲や運営方式等の具体化に取り組んでいきます。

（飯田・リニア駅前空間デザインノートより）

また、リニア駅周辺における整備については、令和元年度及び令和2年度に各種都市計画決定及び事業認可を取得し、令和5年度より工事着手を予定していることから、上述のデザインノートにも記載があるとおり「つくる」より「つかう」ことを重視した施設整備に向けて官民連携の具体的な事業化が必要となっている。

そのため、本業務は、リニア駅周辺整備事業のプロジェクト体制における次世代インフラプロジェクト、トータルデザインプロジェクトとの連携を図りながら、リニア駅周辺の価値向上に向けた意志決定機関である（仮称）推進会議や、官民連携の事業組成及びクオリティコントロール、分野横断的な情報発信、コア事業者の公募に向けた事業者の育成や事業者間の連携を行うなど、飯田・リニア駅周辺における官民連携事業の包括的な業務を遂行することを目的とする。

## 2 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）までとする。

## 3 履行場所

飯田・リニア駅前空間デザインノートにおける施設整備エリア（約6.5ha）を基本とする。

## 4 業務の実施方法

- （1）業務は、本仕様書に基づき実施することとする。
- （2）受注者は業務の実施にあたっては、関係法令及び条例を遵守しなければならない。
- （3）受注者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配

置を行って業務を実施することとする。

- (4) 受注者は、業務に着手したときは、発注者に対して業務着手届（自由様式）を提出するとともに、業務の進捗に関して定期的に報告を行わなければならない。
- (5) 受注者は、担当者を選任し、発注者に報告しなければならない。なお、これらの担当者は特別な場合を除き、業務期間内での変更は認めない。
- (6) 業務の一部を再委託する場合は、予め発注者に再委託業務選定報告書（自由様式）を提出し、その承認を得なければならない。
- (7) 業務に関する発注者との打合せは、随時、飯田市役所内、または、WEB会議にて行うこととする。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を受けることとする。

## 5 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後7日以内に業務計画書（自由様式）を作成の上、発注者に提出し、その承認を受けることとする。
- (2) 受注者は、提案内容に基づき、以下を担当する者を配置するものとする。
  - ・官民連携を担当する者
  - ・情報発信を担当する者
  - ・業務全体を統括する者
- (3) 業務計画書には、次の事項を記載することとする。
  - 1) 業務内容
  - 2) 業務遂行方針
  - 3) 業務工程
  - 4) 業務実施体制及び組織図
  - 5) 担当者一覧
  - 6) 業務フローチャート
  - 7) 打合せ計画
  - 8) その他発注者が必要とする事項
- (4) 前(3)に定める事項に追加又は変更が生じた場合は、速やかに発注者に文書で報告し、その承認を受けなければならない。

## 6 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は適宜打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を解決するものとし、その内容については受注者がその都度記録することとする。当該記録（A4縦型横書き、Word形式）は、詳細な内容で速やかに作成し、受注者と発注者がその内容を相互に確認した上で、受注者が発注者に当該記録を提出することとする。

## 7 業務項目

- (1) 業務計画書の作成

- (2) 官民連携の全体方針検討
- (3) 官民連携の準備
- (4) シンポジウム運営支援
- (5) 事業者プラットフォームの組成
- (6) 情報発信
- (7) 次年度以降の中期計画の作成
- (8) 報告書まとめ

## 8 業務内容

本業務の内容は、次のとおり。ただし、本業務は令和3年度の業務であるが、開業を見据えた次年度以降の提案とする。なお、コロナ禍における事業リスク及び、当市がこれまで取り組んできたまちづくりの姿勢（市民協働）や実情、社会情勢を反映した提案とする。

### (1) 業務計画の作成

これまでの検討状況及びその内容を把握し、業務方針、具体的な検討項目、検討体制、スケジュール等を定めた業務計画書を作成する。

### (2) 官民連携の全体方針検討

施設整備エリア（約 6.5ha）内においては、魅力発信施設や大屋根等の建築物、駐車場や駅前広場等の交通施設や広場空間等の土木施設が配置予定であり、これら施設に関する官、民の事業の仕分け等をはじめ、空間全体の官民連携の方針検討について、周辺区域を含めて実施する。

飯田・リニア駅前空間デザインノートにおける周辺エリアの価値向上に向けた検討を行う。

以上のほか、検討するにあたっては、次世代インフラプロジェクト、トータルデザインプロジェクトと連携を図る。

方針検討を実施する主な項目案は、以下のとおりとする。

- ・魅力発信施設事業スキーム
- ・周辺エリアの動かし方・価値向上
- ・完成後のエリアマネジメント事業・財源

### (3) 官民連携の準備

今後募集する事業者等への事業概要等を説明することや、庁内等の関係機関における共通認識を図り、本エリア及び周辺エリアにおいて、官民連携による事業を持続的に推進するために必要となる情報収集及び検討を行う。

なお、検討に際し必要な事項として以下を想定しており、具体内容は発注者と協議し決定するものとする。

- ・事業者ヒアリング
- ・事業スキームの方向性・目途
- ・事業推進や連携に向けた庁内方針
- ・金融機関への打診 等

### (4) シンポジウム運営支援

市民や民間事業者を対象として、事業者プラットフォームの組成に向けた機運醸成に結び付けるために開催する「キックオフシンポジウム」の運営支援を行う。

日程、具体内容、出席者、運営マニュアル等について、受注者から提案を行い、発注者と協議の上で決定する。

#### (5) 事業者プラットフォームの組成

民間事業者への広報や周知の方法や範囲、また、民間事業者において実施する事業内容等の検討を実施する。

また、飯田・リニア駅周辺における官民連携事業の推進に向けて、市民や事業者との対話の場に関する企画運営を実施する。

発注者や関係機関等と調整を行い、プラットフォームへの参加企業の募集を行うとともに、応募企業を構成員としたプラットフォームの会議運営を行う。

#### (6) 情報発信

人とのつながりと伊那谷全域へといざなう駅前空間とするために、効果的な魅力発信を行える仕組みについての検討を行う。

本業務において、官民連携による事業推進を実施していくことについて広く周知し、本事業の事業推進の円滑化や事業参画、関与の機会拡大を図るため、効果的な情報ツールによる情報発信を行う。

情報発信にあたっては、次世代インフラプロジェクト、トータルデザインプロジェクトと連携を図る。

上述の広報的な情報発信とともに、庁内関係部局への情報発信等についても発注者と協議の上で実施する。

具体内容については、受注者からの提案を受け、協議の上で決定する。

#### (7) 次年度以降の中期計画の作成

次年度以降の事業推進体制案及び事業方針案を協議の上で作成する。

#### (8) 報告書まとめ

令和3年度末に報告書として、当該年度における業務概要についてとりまとめる。

### 9 成果品

納入すべき成果品は、次のとおり。

- (1) 報告書 ..... 2部 簡易製本
- (2) 電子データ（CD-R等） ..... 2枚
- (3) その他発注者が必要と認めたもの ..... 1式

### 10 検査

(1) 業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

(2) 本業務の完了期日前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合は、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。